

運用委員会議事録作成及び公表要領

平成22年6月22日 制定

(目的)

第1条 運用委員会規則第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本要領に定めるところによる。

(記録)

第2条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。

- 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。
- 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。

(記録の訂正、加筆等)

第3条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。

- 2 議事録は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとする。
 - ① 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報）
 - ② 法人に関する情報（情報公開法第5条第2号に掲げる情報）
 - ③ 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報）

3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。

(議事録の確認)

第4条 議事録は、運用委員会の確認を得て作成するものとする。

(公表頻度)

第5条 議事録は、各委員会の開催日から7年を経過した後に半年分(1月から6月分、7月から12月分)毎にとりまとめて、年2回公表する。

(公表方法)

第6条 公表は、年金積立金管理運用独立行政法人のホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第7条 この要領により難しい場合には別途運用委員会において対応を定めるとともに、この要領を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。

附則

この要領は、平成22年6月22日から施行し、同月4日の第38回運用委員会から適用する。